



2007
第26号
新春

あけましておめでとうございます

今年は、憲法施行60年の記念の年です。戦後60年、平和憲法のもとで、曲がりなりにも「戦争しない国」の骨格を築いてきたのに、核兵器拡散のこの時代に、単に「時代に合わない」というだけで、しかも「米国の強い要求」で改正しようとするものが、むしろ時代から大きくずれ、合致していないのは明らかです。しかし、憲法「改正」は、すでに5年を経て、政権党による改正草案の公表という第1段階を終え、国会審議を通じて発議案をまとめる第2段階に突入しています。新たに登場した安倍内閣は、教育基本法の改正と憲法改正国民投票法案の成立を、憲法改正の外堀りを埋めるものとし、強行しようとしています。これが、いまの憲法「改正」状況です。

今年も、手を取り合って、憲法9条と前文をいっそう広げていく努力を尽くしましょう。そのために役立つパンフレットを作成しました。御活用下さい。

今年も、皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

2007年 元旦

東京北法律事務所

弁護士 鳥 生 忠 佑
同 青 木 護
同 坂 田 洋 介
事 務 局 一 同

憲 法
特 集
第3号

御案内

業務時間

9:30～6:00
(土・日・祝日
は休み)



にイラクから撤収 たおかげです。 できたのは、

「憲法の生きた姿」はここに現れています

憲法改正を主張する側が、改正の理由として、今持ち出しているのは「憲法が時代に合わなくなっているから」とするものです。この宣伝のもとで、最近の世論も改正を支持する理由として「現代に合わなくなっているから」とするものが、これしかない位一番多くなっています。それでは、憲法は時代に合わず、役立たなくなっているのでしょうか。皆さん、考えてみてくださいではありませんか。

一、憲法九条・恒久平和主義 (戦争放棄・交戦権の否認)の現れ 自衛隊のイラクから無傷撤退

陸上自衛隊延べ五五〇名は、去年七月一七日二年半にわたった駐屯地イラク・サマーワから、一発の弾丸も撃たず、また一人の死傷者も出さずに撤退することができました。

これは、日本が憲法九条、とくに第二項の「国が交戦することを禁じた」規定を持っていたおかげです。自衛隊を守っていたオランダ軍も、イギリス軍も多くの死傷者を出さなかつた。日本の陸上自衛隊のみが攻撃を受けながら、なぜ無傷で帰れたのでしょうか。

それは、日本の憲法が国として交戦することを禁じているため、隊員が撃たれても撃ち返さず、避難施設に逃れたからでした。相手と交戦すればそれは「戦争」となり、見えない相手にやたらと反撃すれば「交戦」となつて、「戦争の放棄」(九条第一項)と「交戦の禁止」(第二項)に違反します。だから、

ら、自衛隊は一発の弾丸も撃たず(撃てないで)、一名の死傷者も出さずに撤退できたのです。

戦わない国日本の評判

もともと、多国籍軍の一員として、米国の強い要請で、イラクに自衛隊を派遣したこと自体が憲法違反ですが、これによって、イラク国民はもとより世界中の国から、日本の自衛隊は本当に「戦わない国」なのだ、との評判をとつたのでした。

しかし本来は、「戦わない国」よりも、「戦力を持たない国」、そして「海外へ派遣しない国」こそが憲法の目指す姿です。それでも、解釈で改正しようとするのも、最後の一线の「交戦しない国」の条項だけは守らなければならぬ姿がここに現れています。

憲法の恒久平和主義を表示する九条と前文はここに「生きている」のです。私たちの子・孫の命を守るためにも、「時代遅れ」との妄言には惑わされず、九条をいっそう広げていこうではありませんか。

ませんか。

二、憲法が保障する民主主義の政治 (国民主権にもとづく政治)の現れ 軍国主義、天皇制絶対政治との決別

六〇年前の大日本帝国憲法では、二〇歳以上の青年男子に徴兵制を課し、相次ぐ侵略と植民地戦争に強制的に駆り出し、国の内外にぼう大な被害を出しました。

その政治は、国権のすべての権力を天皇が持ち、国民を天皇の「臣民」とし、臣民は天皇が公布する法律のもとですべてが統制されたのでした。

このため、肥大した軍部が次第に天皇を利用し、独走するようになり、国民を無謀な一五年戦争、そして太平洋戦争に突入させ、アジアの諸国民と日本国民に大きな被害を与えたのでした。

祖父・両親たちの勇気ある選択

戦後にできた憲法は、戦争で生き残った両親や祖父、そして子供らの私たちがこのような非民主的な政治と体制にはつきり決別し、国民が主権者であり、独裁にならないよう権力を分散させ、二〇歳以上の男女のすべてに選挙権を持たせて、男女は同権、思想・良心の自由、言論と表現の自由を保障し、検閲を厳しく禁止して、国民の意思にもとづく政治、民主政治を確立し

自衛隊が 1発の弾丸も撃たず 憲法九条があっ

ました。これは、大変な改革であり、世界でも最も進んだ憲法でした。軍隊を持たず、どうなるか

私たちは今、このような民主政治と体制のもとで、当り前のように生活しています。しかしそれは、戦後六〇年にわたり私たちの祖父母や両親たちが血の滲むような努力で築いたものなのです。

それを、軍隊を持たず、国の予算の中で軍事費がより大きく占め、税金の使用の最大分野となっていくのは必定です。そのうえ、軍事秘密保護法をはじめ軍事体制の軍法と制度が多数新たに誕生します。それらは、当然国民の権利と自由を圧迫します。また、海外派兵で再び戦死傷者を輩出していくでしょう。そして、前に述べた現在の民主政治を支えている国民の自由と権利、つまり思想・良心の自由、言論・表現の自由などを大きく圧迫していくでしょう。それは、今でも問題のある「愛国心」の強要、日の丸・君が代の強制などがいつそう甚だしくなるはずで

三、基本的人権の尊重（社会保障体制確立）の現れ

社会保障制度の確立

憲法は、国民のすべてに、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する立場をとっており、進んだ憲法です。私たちは、おかげで、外国に比しても貴重な医療における国民健康保険制度、国民年金制度を持っています。

その他、生活保護制度、介護保険も持っています。新たな人権の創設

さらに、現在の憲法は、幸福追求権（一三条）のもとで、条文上の明記がなくても、環境権、プライバシーの権利、肖像権、眺望権など次ぎ次ぎに新しい人権を生み出してきました。今後も、どんな基本的人権にも対応できるすぐれた憲法なのです。

税金における応能負担原則の確立

また、私たちに課される税金についても、憲法は応能負担原則と言って、文化的で最低限の収入には税金は課さず、所得の多い者には累進による課税方式で課税してきました。したがって、収入のない者まで課税する消費税は憲法違反であると指摘されるのです。

私たちの生活の中で、国が税金を投入して、病氣治療・入院・介護・生活保護など、いつどのような事態となっても生活を維持できる体制は欠かせません。

しかし、軍隊を持たず、国の社会保障の財政は、金のかかる宇宙兵器、ミサイル防衛など軍備増強費用及び軍事関係費に持っていかれるでしょう。

政権交替による負担増の解消
これら社会保障費は憲法改正を以て、国の予算が削減され、年々自己負担が増大し、有難味が薄くなっています。だからと言って、根本から制度



を壊せば、私たちは今の生活よりもっと大変な不安な生活に陥ります。いまの憲法がある限り、政権交替により負担を減少させ、回復の途もありますが、軍隊を持つ国になれば、それは根本的に壊されていくでしょう。皆さん。これまで日本は憲法九条と前文が示す恒久平和の途を追求してきたからこそ、私たちの人権が守られ、社会保障が確立してきたのです。平和こそ人権の砦です。憲法九条はどうしても守り抜くことが大切です。

「持たない」と宣言したのでしょうか。 の一致した決断があったのです。

国民が一致して現憲法を持つことを選択したのは、生きて帰られた方々の悲惨な体験と、焼土と化した日本の国土と、二度にわたる広島と長崎への原爆投下の惨状でした。それが今後「戦争は必してしない」との戦争の放棄と交戦権の否認につながったのです。

いま、憲法「改正」を主張する側では、憲法は先に述べたように「時代に合わない」から改正して、日本を「普通の国」にすることが必要だ、そうしなければ「日本を守れない」かのように宣伝しています。

しかし、軍隊をもつことが「普通の国」であり、「戦争ができる国」なら、相手が核保有国だと「普通の国」の守りの兵器には、核兵器が含まれていくのは必定です。

核兵器の使用は、相手を放射能をもって皆殺しにする最も残酷な大量破壊兵器であるだけでなく、地球に回復し難い汚染を広げ、人類を滅亡させるものです。

したがって、今日の核拡散状況のもとでは、「普通の国」となって、軍隊を持つことになれば、それはむしろ日本を滅亡させるものとなり、かえって危険なのです。

一、なぜ、日本国憲法は武装と交戦を放棄したのか

「持てるが、持たない」、それが祖父母、両親の決意です。

憲法とは、その国の国民の決意を宣言したその国の最高法規です。したがって、憲法には内容上決りがある訳ではなく、それは国民の決意次第なのです。

日本国憲法も同じで、国を構成する国民にとって、もともと国を守るため

には武力を持つことができ、また相手の侵害に対して交戦する権利をもつことは前提にしているのです。

しかし、国民が、持つことはできても、事情があつてこれを持たない方がよいのだと決意することもできる訳で、日本国民はこれを持たない方がよいと決断し、むしろ憲法に「これを放棄する」「否認する」との意思を積極的に表明してきたのです。持つことよりも持たない方がかえって良いとの重い決断をしたのは、戦

後の日本国民、それは私たちの祖父母であり、両親なのです。だからこそ、それらの方々の考え方を知り、承継していくことが大切なのです。

持たないと誓った理由

戦後、やっと生き残った私たちの祖父母や両親は、戦地から生きて帰ったか、あるいは東京・大阪をはじめ日本中の町が焼土となった中で、親類を失いながらも生き残った人々でした。生き残っても、食料もなく、日々飢餓で周りの者達が死んでいくのをただ見送るしかない方々でありました。そのうえ、広島で一四万人、長崎で七万人の方々が原爆投下によって死亡し、生き残った方々も放射能に侵され、その後次ぎ次ぎと死亡していきました。また、今日でも傷害で苦しむ悲惨な状態を見聞き、被爆の恐ろしさと悲惨さを肌身で感じてきた方々です。

このため、六〇年前の一九四七年現憲法が施行されたのを、心から喜び、双手をあげて、「二度と再び」、「如何なる形でも」、「戦争はしない」と決意し、憲法を迎えたのでした。それが、憲法を支える力となり、本年五月三日で施行後六〇年にわたって、「戦争しない国」として、「国際的にも貴重な国」となったのです。

皆さん。私たちの祖父母と両親達の

憲法は、なぜ普通の国が持てるものを そこには、戦後における1億国民



六〇年前の一致した決意と宣言をどうお考えになりますか。

それは、持てるものでも、むしろ持たない方がよいとしたものであり、私たちもこの考えを今日まで正しいものとして承継してきました。それはまた、「普通の国」には戻らないと言うのと同じであり、仮りに自衛のためであっても「戦力は持たず」、「交戦はしない」との決意そのものなのです。

二、「戦わない国」を示す憲法九条は、核拡散時代の未来を照らす安全保障です。

核拡散の現状

原・水爆の核兵器は米・英・仏・ロ

の四ヶ国の他中国・インド・パキスタンがすでに保有し、イランと北朝鮮がこれに続こうとしています（イスラエルも、内密に保有しているというのが国際的に定着しています）。

このような核拡散の国際状況のもとでは、もはや軍備を持つことより、軍隊を持たない方がむしろ安全です。軍隊を持たないことは、国際連合憲章にあるように、侵略戦争はすでに国連が許さないだけでなく、国際紛争は話し合い、つまり外交手段をもって解決できるとの立場を確立しているのです。

交戦しない国は日本だけ

今日、世界には軍隊を持たない国は二七ヶ国あります。有名な南米コスタリカをはじめ、パナマ、ルクセンブルグ、モナコ、サンマリノなど人口的には比較的小国ですが、一九二の中の内ずれも国連加盟国です。

しかし、軍隊を持たない国が二七ヶ国あっても、それ以上に「国は交戦しない」と宣言している国は日本だけなのです。

これまでの戦争の歴史は、日本をはじめほとんどすべての国が、他国を侵略したのに自衛のためだとか、自衛権の行使だと主張してきました。その最もひどいのが米国で、イラクへの先制攻撃を「自衛権の行使」だと主張しな

がら自衛の対象が見付からず、今日国際的にも孤立しています。

「自衛のため」との口実を使わせなくする最も良い方法は、「戦力を持たない」うえに、「国の交戦権を認めない」とすることです。日本の憲法の立場が戦争をなくす世界で一番進んだ、しかも現実的な方法なのです。

日本の憲法九条を守ろうが世界の声にいま、国際的に日本の憲法を失うことは、日本国民だけでなく国際的に目標を失い、大きな損失だとの声が高まっています。この結果、日本国憲法を「世界文化遺産」に登録させたいとする国際的な声が広がっています。

二年前の東京北法律の新年のニュースで、「日本国憲法は人類が初めて到達した最高に価値がある憲法です」と書いたのは、その理由からでした。

皆さん。国際的にこれほど日本の憲法の評価が高く、御覧になった映画にまでなっています。今後改正するならば、自国の憲法を日本を勝手に改正していこうという、その目標となっていると聞けば、私たち日本人の国際的責任としても、「九条の改正は許さない」との決意と運動を、いっそう広げていかねばならないのではないのでしょうか。



戦争責任を考えよう

いま、靖国神社の合祀をみつめ、日本の中から戦争責任を確立して
いこう！

昨年九月、この標題で鳥生忠佑弁護士
の講演会が開かれました。

アジア太平洋戦争において、「天皇のために命をすて靖国の神になる」という「信仰」は、死を美化し、国民を侵略戦争にかりたてる大きな役割を果たしました。それは侵略戦争を正当化することであり、靖国神社は今もその役割をはたしています。

さらに重大な問題は、一九七八年（昭和五三年）に、A級戦犯を合祀したことです。日本が昭和二〇年七月に受諾したポツダム宣言には、「軍国主義勢力の除去」として、「日本国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる

者の権力及び勢力は、永久に除去せられるべからず。」とあります。「永久に除去せられるべき」A級戦犯を「靖国の神」として美化することはポツダム宣言に反します。天皇やA級戦犯をはじめ、軍部や政府など権力機構の中枢にいた者こそ、侵略戦争の最大の責任者です。

加害者は「日本帝国主義」

「日帝（日本帝国主義）」という言葉は、日本人には違和感があります。植民地であった朝鮮半島（韓国及び北朝鮮）や、侵略された中国では、今も普通に使われています。

一九一〇年から植民地におかれた朝鮮半島では、解放されるまでの三五年間の間に、何回も、多くの人々が独立運動を起こしました。「日帝」は、独立をもとめる多数の人々を逮

捕し、ひどい拷問を加え、命を奪い、植民地支配を維持したのです。

加害者は、抽象的な「日本」でもなければ、「日本国民」でもありません。むしろ日本人も、朝鮮人や中国人と同様、「日帝」の被害者です。戦争に反対した多くの日本人が、朝鮮人と同様の拷問を受け、命を奪われました。

加害の傍観者にはなるまい！

加害者は「日帝」であり、責任をとるべきはその中枢にいた人たちです。戦争にかりたてられ、「日帝」

に加担した人々を責めるのは酷かもしれません。天皇のためにも命をすて「靖国の神」となるという教育を徹底的に受け、加担を拒否すれば拷問による死がまちうけていたので

すから。しかし、「日帝」の戦争に加担した人々や反対しなかった人々は、いじめの傍観者と同じかもしれません。東アジアを学校のクラス、「日帝」をいじめグループに見立てれば……。加害行為を見逃

さない知恵と、反対する勇気を持ちたいと思います。

いじめの解決は、いじめた側の反省如何です。「日帝」の加害の歴史を直視することが、アジアの人々の連帯をつかっていく出発点になるはず。そして、ドイツとフランスが中心となってEUをつくったように、日本と韓国の市民が中心となつて東アジア共同体をつくっていくことも、決して夢ではないと思います。



韓国（ソウル）の西大門刑務所歴史館、
ナナムの家・日本軍「慰安婦」歴史館のハンドブック

北法律九条の会

靖国神社「遊就館」と
「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」見学会

一 はじめに

北法律九条の会は、昨年一〇月二日、靖国神社の附属施設「遊就館」と、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の見学会を開催しました。

二 「遊就館」の見学

「遊就館」は靖国神社境内に明治一五年に開館され、同施設には祭神（戦没者等）に関係する軍事関係資料が集められています。

まず、ガラス張りの玄関ホールの中に入ると、すぐに零戦が目に入ります（写真）。

これは、広島・長崎への原爆投下を正当なものとして強弁するアメリカ合衆国にあるスミソニアン博物館に、原爆搭載機「エノラ・ゲイ」が展示されていたことに通じるものを感じました。

次に、展示スペースに入ると、明治維新、西南戦争、日清・日露戦争、満州事変、日中戦争（展示では支那



「遊就館」HPより

事変と表記）の解説と、将校の遺品や武器などの展示がされていました。ここでは、日本が戦争を通じて、いかに欧米列強と肩を並べるまでに至ったかなどの解説がされていました。これは戦争の良い面のみを強調した内容です。

しかし、戦争が起きると当然桁違いの死者が出ます。特に、日中戦争と太平洋戦争（展示では大東亜戦争と表記）は、日本を含むアジア・太

平洋の諸国に二三〇〇万人以上の死者をもたらしました。しかし、このような戦争の悪い面については全く展示・解説がありません。

さらに、太平洋戦争（大東亜戦争）の展示スペースには、同戦争の責任は連合国にあり、同戦争は日本の自存自衛のための戦争であるとの展示・解説がなされていました。その解説を少々長文ですが、引用します。

まず、「ルーズベルトは、三選されても復興しないアメリカ経済に苦慮していた。」（略）「ルーズベルトは、昭和一四年には、米英連合の対独参戦を決断していたが、米国民の反戦意志に行き詰まっていた。」（略）「ルーズベルトに残された道は、資源に乏しい日本を、禁輸で追い詰めて開戦を強要することであった。」と解説されています。

また、開戦直前の日本の方針として、「（一）自存自衛のため、対米（英蘭）戦争を辞せざる決意の下に十月下旬を目途として戦争準備を完了する。」などと解説されています。「遊就館」には、戦争反対、日本の戦争責任といった考えは一切ありませんでした。

三 「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の見学
靖国神社から歩いて約一五分、千

鳥ヶ淵に面した森のなかに、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」があります（写真）。

同墓苑は身元不明の戦没者の遺骨を埋葬するため昭和三四年国によって建設されました。同墓苑は、靖国神社とは異なり、全く宗教的性格や歴史観を感じず、純粋な慰霊・追悼施設であることが分かりました。

しかし、同墓苑は一般の人にはほとんど知られておらず、その規模も靖国神社に比べるまでもなく小さく、簡素です。

四 おわりに

今回の見学会では、靖国神社（遊就館）がいかに偏った歴史観にまみれ、他方「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」がいかに純粋な慰霊・追悼施設であったかが分かりました。

今後同墓苑を「戦没者全体」に対する純粋な慰霊・追悼施設として扱えないかと思いました。



「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」HPより



広島地裁判決

原爆症認定集団訴訟

司法が国に突き付けた五七連敗の判決

一 大阪と広島判決

昨年、五月一二日に大阪地裁で、八月四日に広島地裁で、それぞれ原爆症認定集団訴訟の判決が出されました。両地裁は、合計五〇人の原告全員について、国が下した原爆症認定申請却下処分を取り消しました。

二 これまでの裁判

「原爆症」とは原爆の放射線に起因する旨国から認定される負傷又は疾病を言います。

これまで、長崎の松谷英子さん、京都の小西建夫さん、東京の東数男さんが、それぞれ一人で原爆症認定申請の却下処分の取消を求めて裁判を起こし、最高裁判決も含めて一度も敗訴はなく、七回勝訴を重ねてきました。

しかし、国はこれらの訴訟はあくまでも個別事例との対応で、認定基準は全く改善されず、むしろ厳しい認定基準に変更されました。たとえば、爆心地から二キロ以遠の被爆者や、原爆投下後七十二時間以後の入市被爆者は、いくら脱毛等の急性症状が出ていても、放射線の影響を受けていないものとして、認定申請を却下されるのです。

そこで、個別事例ではなく、国の

認定基準が根本的に間違っていることを示すため、被爆者が「集団」となって全国で起こした裁判が原爆症認定集団訴訟です。

三 両勝訴判決の持つ意味

冒頭の大阪地裁判決と広島地裁判決では、合計五〇人の原告全員について、一人の敗訴者を出すことなく勝訴したのです。

つまり、長崎の松谷訴訟から数えて、五七連勝となったのです。もはや個別事例とは言えない数です。

しかも、両判決は国の認定基準自体の問題点も指摘しています。

まず、放射線の影響はいまだ科学的に解明されているわけではないので、放射線起因性の直接的な立証を被爆者に要求することは不可能を強いることとなるという前提に立っています。

そして、国の認定基準は、ほぼ原爆炸裂時に発生する初期放射線のみを検討であり、「黒い雨」等の残留放射線による被曝の影響を十分検討していない限界があると指摘しています。

そのうえで、両判決は、国の認定基準を「一応の参考資料」として扱い、個々の被爆者の個別事情（被爆状況、被爆後の行動、急性症状等）を重視しなければならぬと判断し

ています。

つまり、両判決とも、いまだ科学には限界がある以上、何よりもまず被爆者の個別事情を重視し、妥当な結論を出すという極めて常識的な判断を下しているのです。しかも、この考え方は、前述の松谷訴訟、小西訴訟及び東訴訟のいずれでもとられている考え方なのです。

四 今後の集団訴訟

司法も、単なる裁判のみの解決を求めているのではなく、国の認定基準の根本的転換を求めています。今後の各地の判決も、この基本的な考えは変えないでしょう。

ところが、国は広島判決後は一切被爆者と会おうとはせず、要請団が厚生労働省に行っても、門前払いを繰り返しています。しかも、国は裁判対策の人員を増やし、なりふりかまわず裁判に勝とうと臨んでいます。

その姿勢自体を正すためにも、昨年三月以降三五四人（平成一八年一月九日現在）もの被爆者が集団申請をし、その却下処分に対して次々裁判を起こしています。

大阪判決、広島判決を経ても何も変えようしない国に対して、多くの被爆者が怒りを持って立ち上がっているのです。

東京大気汚染公害裁判

東京高裁が「抜本的・最終的な解決」を勧告

東京のぜん息患者らが、ディーゼル自動車の排ガスによってぜん息を発症したとして一一年前に起こした東京大気汚染公害裁判は、昨年九月

東京高裁で結審となり、裁判長は被害者救済の立場から「抜本的・最終的な解決」を勧告しました。六三三名の原告のうちすでに一〇七名が亡くなっています。

増え続けるぜん息患者

東京・首都圏では二〇〇三年一月からディーゼル車規制が実施され、「黒いスス」など目に見える有害物質（SPM）は一定の改善がされました。しかし、環境基準自体がもともと甘く、またNOx・ナノ粒子等の有害物質の規制は不十分で、まだ「安心して吸えるきれいな空気」にはほど遠い状況です。とくに深刻な問題は子どものぜん息が増え続けていることです。文部科学省の学校保健統計によると、東

京の小・中・高の気管支ぜん息罹患率は全国平均の二倍強（四〜六％）にのぼっています。また、働きざかりから高齢者にも増えています。そして、大気汚染濃度（NO₂、SPM）が高い地域ほどぜん息罹患率も

高いという疫学的な相関関係が明らかとなっています。

ぜん息はアレルギーが原因と言われますが、目に見えない空気の汚れが大きな原因なのです。

都がぜんそく医療費助成制度を提案

この裁判の被告は、トヨタ等の自動車メーカー、東京都、国などです。一一年間にわたり原告の患者さんたちが訴えてきたことは、自動車メーカー等に謝罪と償いをさせ、東京中のぜん息患者を救済することです。

込まれます。

東京高裁の解決勧告を受け、東京都は一月二八日、都内全域の気管支ぜん息患者を対象とする医療費全額の助成制度（所得制限なし）を提案しました。財源負担は、都と国が三分の一ずつ、自動車メーカーと首都高が各六分の一ずつというものです。

都内全域、全額助成、所得制限なしという点は評価できますが、慢性気管支炎や肺気腫を対象外としていることは大きな問題です。三疾病すべてを対象とする医療費助成制度を一日も早く実現し、さらに謝罪と賠償金を含めた全面解決へ向けて、皆様のいっそうのご支援をお願いします。

〇月からディーゼル車規制が実施され、「黒いスス」など目に見える有害物質（SPM）は一定の改善がされました。しかし、環境基準自体がもともと甘く、またNOx・ナノ粒子等の有害物質の規制は不十分で、まだ「安心して吸えるきれいな空気」にはほど遠い状況です。とくに深刻な問題は子どものぜん息が増え続けていることです。文部科学省の学校保健統計によると、東





最近、新聞やテレビで「グレーゾーン金利」等が話題となっています。

しかし、その記事の多くは今度いかに貸金業者を規制するかという将来のことばかりで、現在の個人の借金問題についてはほとんど書かれていません。

そこで、借主の典型的な疑問をQ&A形式でまとめてみました。

Q よくテレビCMをしている消費者金融業者から借金をしています。現在の法律では、私の借金はどうなりますか？

A 現在の法律でも、借りている金額、期間、返済金額等により減額の多少はありますが、必ず借金は減ります。

いるのです。
このように業者の計算上は元本が変わらなくても、利息を支払っている限り、必ず元本は減っているのです。業者は、法律違反を借主に隠して騙し、不当な利益を得ているのです。

もっとも、返済期間が短く、返済利息が少ない場合には、もちろん無効利息（元本充当利息）も少ないので、ほとんど減額されないこともあります。

そして、支払った無効利息が残元本額を満たせば完済となります。また、残元本以上に無効利息を支払った場合、その払い過ぎた無効利息分は業者に返還を求めることが出来ます。

Q 借金が減ることは分かりませんが、業者との交渉は自分では自信がありません。弁護士に依頼する場について説明してくださいませんか？

A 弁護士は、依頼を受けると前述の内容の借金減額（場合により過払金の回収）を図り、借

金が残った場合も、長期分割、将来利息を付けない等の有利な返済計画の合意を交渉します。

もちろん、弁護士費用がかかりますが、その金額は依頼者が受ける金銭的利益（減額及び過払金回収等）だけと比べてみても、少額となることがほとんどです。もちろん、依頼者に代わって弁護士に交渉してもらえるなどの金銭に換算できない利益もあります。

しかし、減額できる金額が少なく、借金の残額も少ないなど弁護士に依頼する必要のない事案もあります。また、減額しても借金の残額が大きく、破産手続や民事再生手続をとらざるを得ない事案もあります。詳しくは弁護士に相談してください。

また、相談が遅れてしまったために破産手続をとらざるを得なくなってしまう事案もありますので、借金返済について少しでも困っている方は、早期に弁護士に相談することをお勧めします。



明けましておめでとうございます

二月から新築の北法ビルで執務を開始します

弁護士 鳥生忠佑



「北法ビル」は、今年一月末に完成します。二月中旬から執務を開始する予定です。この一年、皆様には相談室も狭く、少なく、御迷惑をおかけしたことをお詫びしま

朝鮮半島平和的統一への願

弁護士 青木護



昨年、私が関わっている非暴力平和隊日本（護衛的同行など非暴力による紛争解決をめざす国際的NGO）と同韓国の交流のため、ソウルを訪れました。IT普及、地下鉄車両の幅の広さ、道路中央のバス専用レーン、新しい車が多いこと（日本車は皆無など、日本より

です。新事務所は四階と五階を使い、四階が受付です。三階は会議室ですが、空いているときは、憲法九条を守る活動をはじめ多くの活動に役立つよう、また廉価で御使用になれるよう、区民の皆様に提供申し上げる予定です。詳細は受付にお問い合わせ下さい。

今年、さらに憲法「改正」問題などで、忙しくなると思われます。御健勝を祈ります。

進んだ面も多く見られました。西大門刑務所歴史館は、日本帝国主义の植民地支配に抗した人々を投獄し処刑した場所です。音声を伴った蠟人形による拷問シーンの再現は強烈でした。ナムムの家と日本軍慰安婦（性奴隷）歴史館も訪れ、働いている日本人青年の説明を聞きました。また、非暴力平和隊韓国の案内で南北境界近くの統一展望台やイムジン川流域の公園を訪れました。南北を隔てる「自由の橋」の鉄条網に平和的統一を願う書いた布を結び、平和的統一への熱い思いを共有しました。

より身近な事務所に

弁護士 坂田洋介

弁護士に知識と経験があったとしても、法律問題で困っている人が弁護士に相談にきてもらわなければ始まりません。

しかし、弁護士事務所は、普通の人の人にとっては、どうしても敷居が高いと感じられるものです。相談する事情も気軽に話せるようなものではないので、弁護士事務所には入りづらいものでしょう。



昨年初めまであった当事務所の旧建物は、古く伝統を感じさせるものでした。もしかしたら相談者がより入りづらい雰囲気があったかもしれません。本年二月には新事務所が開設します。まっさらな一からのスタートです。市民・区民のために個々の事件処理がより良いものになるよう努力するのはもちろん、市民・区民にとって身近で相談しやすい雰囲気をもつ事務所となるよう努力していきたいと思えます。

日本の岐路

事務局 岡田幸代



私は、祖母から毎晩のように戦争中の話や、祖父が戦死し女手ひとつで子どもたちを育てることがどれだけ大変だったかなどを沢山聞いて育った。だから、私は絶対に戦争はいけなものだと思わない。

歴史と教え

事務局 竹澤美弥子



空港を降り立つと、フェニックスで代表される亜熱帯樹が、降り注ぐ陽光にきらめき、そこはまるで南国だった。昨年、知人の結婚式で宮崎を訪れた。観光もかね、青島から日南市へと南下する日南海岸のドライブを楽しんだ。また、宮崎市にある県立平和台公園にそびえたつ「平和の塔」にも立ち寄った。「平和の塔」は、

る。教育基本法「改正」、憲法「改正」は、日本の未来を分ける重大な問題。今立ち上がらなければ、取り返しのない事態になると危機感を感じている。将来、私たちの子どもや孫が、戦地にかり出されるような事態になったとき、「どうして憲法九条を守ってくれなかったのか？」と問われぬように、今行動しなければと思う。今年もよろしくお願ひします。

旧日本軍がアジアを侵略した際略奪した、文化財や公共施設などの切石を組み合わせ、建てられた戦時中の侵略戦争のシンボルだ。塔の中心には当時戦争高揚の標語に用いられた「八紘一宇」の文字が刻み込まれており、説明碑文を読むと、石が「友好諸国から寄せられた」と記述してある。当時のアジアの人々が見たらどう感じるのか。靖国神社への首相参拝が問題になっているなか、旅先のふとしたところから、日本がおこした戦争の正当化を許さないことの必要性を感じた。



東京・北区役所前に、 北法ビルがいよいよ完成



2006年12月18日撮影

皆様にお待ちいただいた、北法ビルが本年1月末には完成します。

これで、東京北法律事務所を将来とも存続させる基礎ができ、さらに今後弁護士の参加を得て、再び事務所を大きくしていく基礎ともなると考えています。

これも、ひとえに、皆様方、各方面の方々の東京北法律事務所にお寄せいただいたご支援の賜であり、改めて多年にわたるご支援に感謝申し上げます。

なお、北法ビルの3階会議室(50名収容)は、事務所使用がないときは、「九条を守る」活動その他に低廉の費用でお使いいただけるよう、ご提供を考えています。また、北法ビルの1階には皮膚科の診療所が、2階には眼科の診療所が開設される予定です。このため、北法ビルは法律事務所と二つの診療所で、皆様にいっそう役立つ、一種の公共ビルとなる予定であることもお知らせします。

東京北法律事務所は2月中旬から新しいビルで執務を開始します。

新年のごあいさつとともに、御礼とお知らせを申し上げます。

東京北法律事務所
弁護士 鳥生 忠 佑